会務報告

①無料相談会(平成28年4月1日以降分)

1. 川西市(川西市役所)

年月日	相談員	
平成28年4月12日	岩井伸康理事·松田康会員	相談0件
平成28年5月10日	恵須川滿延会員·平野忠志会員	相談1件
平成28年6月14日	満岡靖雄会員·井口正宏会員	相談1件
平成28年7月12日	岩井伸康理事·大西康裕会員	相談2件
平成28年8月9日	柏崎孝二会員·稗田美智子会員	相談3件

2. 宝塚市 (市立勤労市民センター)

年月日	相談員	
平成28年4月18日	石川功理事·門田安正会員	相談1件
平成28年5月16日	宮越廣志会員・田中淳志会員	相談4件
平成28年6月20日	田中保子会員·那木孝美会員	相談1件
平成28年7月18日	飯野光代会員·山本秋雄会員	相談3件
平成28年8月15日	島本昌浩会員・舩井康文会員	相談1件

3. 伊丹市 (伊丹商エプラザ)

年月日	相談員	
平成28年4月19日	角田幹夫理事·小笹淳会員	相談0件
平成28年5月17日	髙橋伸朗理事·池信義明会員	相談1件
平成28年6月21日	中西良博会員·前田研也会員	相談0件
平成28年7月19日	小笹淳会員·北原速男会員	相談0件
平成28年8月19日	髙橋伸朗理事·清水友子会員	相談0件

② 研修会、レクリエーション等(平成28年4月1日以降分)

年月日	内 容	場所	出席者
平成28年4月29日	第57回定期総会	ホテル「ホップイン」	本人出席90名 委任状131名 合計221名 懇親会出席110名
平成28年8月10日	新入会員研修会	支部事務所	正副支部長·会計理事支部理事·新入会員13名
平成28年8月31日	広報月間説明会支部 運営説明会	ホテル「ホップイン」	参加23名
平成28年8月31日	ビアパーティ	ホテル「ホップイン」	参加65名

③ 涉外、会議等 (平成28年4月1日以降分)

年月日	内 容	場所	出席者
平成28年4月5日	会計監査	支部事務所	支部長・小川副支部長 辻村会計理事・縄崎監事・小西監事
平成28年4月7日	第1回 理事会	西宮市大学交流センター	正副支部長·会計理事·理事17名
平成28年4月11日	兵庫県阪神北県民局長訪問	兵庫県阪神北県民局	支部長·上辻副支部長 北上名誉会長
平成28年4月18日	西宮つながりフェアー実行委員会	西宮市役所 職員会館	秋山理事
平成28年4月26日	総会打合せ	支部事務所	正副会計·中村理事·岩井理事 山本会員·山口会員
平成28年5月23日	西宮つながりフェアー実行委員会	西宮市役所 職員会館	本田副支部長
平成28年6月7日	企画部会	西宮市大学交流センター	本田副支部長·松井理事·秋山理事 髙橋理事·髙江理事·前島理事
平成28年6月27日	西宮つながりフェアー実行委員会	西宮市役所 職員会館	本田副支部長
平成28年7月1日	正副支部長会	西宮市大学交流センター	正副支部長·会計理事
平成28年7月12日	西宮つながりフェアー実行委員会	西宮市役所東館8階大ホール	本田副支部長
平成28年7月13日	尼崎市民まつり 出店ブース抽選会	尼崎市中央公民館	本田副支部長
平成28年7月14日	第2回 理事会	西宮市大学交流センター	正副支部長·会計理事·理事15名
平成28年7月21日	尼崎市民まつり 場所決め・説明会	尼崎市中央公民館	髙橋理事·秋山理事·髙江理事
平成28年7月27日	尼崎商工会議所第1回理財部会	尼崎商工会議所	松村副支部長
平成28年8月2日	西宮つながりフェアー実行委員会	西宮市役所東館8階大ホール	本田副支部長
平成28年8月8日	企画部会	西宮市男女共同参画センター	本田副支部長·前島理事·松井理 秋山理事·髙橋理事·髙江理事
平成28年8月24日	尼崎商工会議所第2回理財部会	尼崎商工会議所	松村副支部長

会員の動向

平成 28 年 (平成 28 年 4 月 1 日~ 8 月 31 日)

							~ , -	, ,	- / • /					
4月	退会	佐野	健太郎	(西宮市)	6月	新規入会	岸本	康宏	(宝塚市)	7月	新規入会	島田	敏博	(伊丹市)
		濱口	孝一	(伊丹市)			井下	奈緒美	(西宮市)			有賀	和代	(西宮市)
	事務所変更	北村	康裕	(西宮市)			橋本	直樹	(西宮市)		退 会	山内	康資	(尼崎市)
5月	新規入会	鈴木	茂隆	(西宮市)		退 会	植本	惠	(川西市)			松本	忠雄	(西宮市)
		近藤	優	(西宮市)			筆谷	正	(西宮市)		事務所変更	中本	達也	(西宮市)
	事務所変更	土井	幸男	(伊丹市)						8月	転 入	小杉	知	(東京会より)
		南洋	一郎	(宝塚市)							事務所変更	酒井	亜矢子	(伊丹市)
		村田	徳和	(宝塚市)							退 会	鳥越	眀	(西宮市)

投稿大歓迎!

業務資料や仕事ネタ、趣味、日々 の雑感、詩・短歌など、あなた の原稿お待ちしています。また、 訪ねてみたい!と思うような地域 発見の写真や季節を感じる写真 も大募集中です。支部事務所ま でご投稿ください。

編集後記

昨年度は、手さぐりで支部ニュースの複数回発行を実現することができました。今年度は、複数回 発行体制を持続可能なものにして、支部活動に定着させていくことが目標です。広報月間の準備との 関係で、9月の中旬ごろに会員に発送することが必要となりましたので、4月から8月までの5か月間の 活動の報告となりました。

会員のみなさまと情報を共有することと、会員以外のステークホルダーの皆さまに支部活動を知って いただくことを目的として、広報活動を行っております。今後とも阪神支部の活動へのあたたかいご支 援とご協力をよろしくお願いします。

広報部 上辻靖夫 (副支部長)、酒井ひろみ (理事)、中村馨乃信 (理事)、舩井康文 (本会通信員)

阪神支部 Facebook ページ





発行日平成28年9月15日



兵庫県行政書士会阪神支部ニュース



山畑の 粟の稔りの 早きかな 高浜虚子



丹波栗 (宝塚市西谷地区にて)

宝塚・猪名川・川西の北摂地方の栗栽培は明治時代に始まり、特産物としてその名を知られてきた。宝塚市の北部に位置する西谷地区は、 今も山里ののどかな風景が広がり、栗栽培も盛ん。秋には、栗拾いやぶどう狩り、しいたけ狩り、芋掘りなど、秋の味覚の収穫体験が楽しめる。



(宝塚市西谷地区にて)



(宝塚市西谷地区にて)



(芦屋市にて)

「日本行政書士会連合会」 公式キャラクター 行政 (ユキマサ) くん

行政書十倫理

行政書士の使命は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにある。 その使命を果たすための基本姿勢をここに行政書士倫理として制定する。

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)|

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをとおして、 国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)|

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、 行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

- 一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。
 - 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
 - 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるために会員の品位保持および 資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることに より、信頼を築きます。
 - 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい 職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。
- 二、市民と信頼を築きます。

さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。

三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。 社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、社会的責任 (ISO26000等)の手法を活用し、持続可能な組織運営に取り組みます。
- 三、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。

活動報告

第57回 阪神支部定時総会

阪神支部では平成28年4月29日(金)に、JR 尼崎駅前の「ホップイン」アミングにて第57回定期総会を開催しました。開会に先立って、2週間前に発生した熊本地震の犠牲者に黙とうをささげ、ひきつづき開会の言葉や、支部長あいさつを経て、兵庫県行政書士会の村山豪彦会長の祝辞をいただきました。

議長には山本千恵会員 (伊丹)、副議長には山口忠士会員 (宝塚) が選出され、会員総数386名中、本人出席が90名と委任状131名で計221名であり、定足数である過半数を満たしたことで、総会が有効に成立した旨の宣言がありました。第1号議案の平成27年度会務報告及び事業実施報告、第2号議案の平成27年度収支決算報告、第3号議案の平成28年度事業計画、第4号議案の平成28年度収支予算まで、議場からは活発な質問があがり、慎重な審議を経た上で、いずれも賛成多数で可決され、閉会の言葉で締めくくられました。

総会終了後には、同じく「ホップイン」にて懇親会が行われ、席上、来賓の村山会長の黄綬褒章受章を お祝いし、企画部員の盛り上げもあって、始終和やかな雰囲気の中で、会員相互の交流が図られました。



活動

阪神支部 事業取り組み伝達会、広報月間説明会(1)

平成28年8月31日(水)、JR尼崎駅前のホテル「ホップイン」アミングにおいて「阪神支部事業取り組 み伝達会」が開催されました。

阪神支部では、4つの部が相互に連携して活動しています。

大神文師では、至う	が開発に建榜して佰勤しています。
各 部	活動内容
総 務 部	①支部細則及び業務処理基準の整備 ②行政書士試験監督員等の派遣協力(説明会10/30、試験日11/13) ③商工会議所及び商工会との連携 ④支部無料相談会並びに川西市・宝塚市・伊丹市の無料相談会の運営 ⑤総会の運営(毎年4月29日開催) ⑥社会的責任(SR)への取り組み実施 ⑦支部事務所の役割の検討
企 画 部	 ① 行政書士広報月間の推進 (9月官公署訪問、「法の日」無料相談会他:10/1 宝塚、10/8,9 尼崎) ② 業務開発の調査・研究及び推進 (11/3 にしのみや認知症つながりフェア、2017/2/22 行政書士記念日市民講座) ③ 会員相互の親睦行事の実施 (8/31 ビアパーティ、9/18 支部レクリエーション、12/16 忘年会)
業務研修部	①業務研修会の実施(復興支援型研修会、特定行政書士奨励等) ②新入会員研修会の実施(8/10 実施済、年度内あと1 回実施) ③相談員研修会の実施(8/19 本会企画部主催研修を指定研修とした。)
広 報 部	①支部ニュース「きざはし」発行、支部パンフレット発行 ②支部ホームページ、支部 Facebook ページの運営 ③本会広報との連携(支部の情報発信と本会広報との連携) ④支部広報のあり方の検討(自治体広報、新聞各紙、地域FM等の活用)

支部活動全体について、大口支部長から、各 部から担当副支部長が説明を行いました。

つづいて、大口支部長から、「社会的責任 (S R) に関する報告資料」を用いて解説がありました。 支部活動の全体をISO26000 (社会的責任に関 する国際規格)に定める「尊重する7つの原則」 と「取り組むべき7つの中核主題」の観点から整 理し、取り組みの現状と課題を明らかにしました。

参考までに、「尊重する7つの原則」と「取り組 むべき7つの中核主題」の説明資料を当日の資料 から、抜粋します。



尊重すべき7つの原則

	7つの原則	説明		
	① 説明責任	組織は、自らの決定および活動が社会、経済、環境に与える影響について、 ステークホルダーに対して説明する責任を有している。		
組織の 行動様式	② 透明性	組織は自らの方針、決定および活動について、ステークホルダーが正確に 評価できるように、タイムリーで事実に基づいた情報を、明確かつ客観的 な方法で、適切に開示することが望まれる。		
	③ 倫理的な行動	組織は、正直、公平および誠実という価値観に基づいて行動することが望まれる。		
ステーク ホルダー との関係	の利害の尊重 し、悪影響を減らし、好影響を増やす行動が期待される。そのため、 ざまなステークホルダーの意見を把握し、自らの決定、行動に反映さ			
	⑤ 法の支配の尊重	組織はすべての法令・規則に従う。		
法規範の尊重	⑥ 国際行動規範の尊重	法の支配の尊重という原則とともに、国際行動規範も尊重する。		
7 14 ==	⑦ 人権の尊重	組織は、人権を尊重し、その重要性及び普遍性の両方を認識すべきである。		

SRの中核主題	課題	阪神支部の取り組み事例
①組織統治	組織は、効果的な組織統 治を基盤として、他の中 核主題に取り組む	・行政書士倫理綱領 ・阪神支部運営方針(ミッション、ビジョン、運営方針、行動指針) ・コンプライアンス研修 ・SRマネジメント(PDCAを活用した SR フォーマットで支部の各事業を見える化し、説明責任を果たす) ・細則、業務処理基準の適正な見直し ・総会その他会議の適正な運営
②人 権	デューディリジェンス (予見されるリスクを回避又は低減する取組み) 差別、社会的弱者対応 労働における基本的原則及び権利	・東日本復興支援型業務研修会 ・福祉事務所の経営を支える「ミンナ DE カオウヤ」プロジェクト参加 ・従業員への取り組み ・市民講座等開催時の情報保障導入 ・耳マーク利活用への取り組み
③労働慣行	労働条件、社会的保護 安全衛生、人材育成	・職員の昇給 ・有給休暇を取りやすい環境
④環 境	持続可能の資源の使用 気候変動緩和及び適応	・エネルギーの省力化、暑さ対策及び職員の執務効率向上のために「クールビズ」を実施・環境省の気候変動キャンペーン「Fun to Share」、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」に、賛同団体として登録・事務機器導入時の環境への配慮
⑤公正な 事業慣行	公正な取引を行い、 国際行動規範を尊重し、 法令を順守する。	・相談員研修会の実施 ・取引先の適正な選定、確実な支払い ・反社会的な個人・グループの要求は毅然として拒否
⑥消費者課題	お客様に対するサービス、 支援、苦情対応	・毎月の3市無料相談会 ・電話無料相談 ・「法の日」無料相談会 ・Facebook による適宜情報発信
⑦コミュニティへ の参画及びコミ ュニティの発展	コミュニティへの参画	・にしのみや認知症つながりフェア ・商工会議所、商工会理財部会等参加 ・商工会議所ビジネスフェア ・TAKARAZUKA 1万人のラインダンス参加(ギネス挑戦)

- 4 -

活動報告

阪神支部 事業取り組み伝達会、広報月間説明会(2)

さらに、本田副支部長からは、広報月間説明会がなされました。毎年10月1日から1か月間を広報月間として、行政書士制度の啓蒙と普及のための活動にあてていること、それに先立つ9月の1か月間も広報月間の準備期間として、100か所を超える官公署訪問を行っており、これについての会員の協力をお願いしたい旨の提起がありました。

さて、今年の広報月間の恒例の「法の日」 無料相談会等は、以下の要領で開催されます。

① 宝塚市

日時:10月1日(土)

場所:宝塚市立男女共同参画センター・エル

学習交流室1・2・4

内容:「法の日」行政書士無料相談会 噺家さんによる無料セミナー ② 尼崎市

日時:10月8日(土)9日(日) 場所:阪神尼崎駅中央公園

内容;「法の日」行政書士無料相談会



「法の日」の行政書士 無料相談会&無料セミナー (宝塚会場) チラシ



「法の日」の行政書士 無料相談会(尼崎会場) チラシ

こうして、広報月間のキックオフイベントとして、無事に実施することができました。



活動報告

支部会員の親睦と交流 納涼!! ビアパーティ



広報月間説明会が終わると、引き続きホテル「ホップイン」アミングにおいて、広報月間の決起大会も兼ねて「ビアパーティ」が開催されました。

来賓として、兵庫県行政書士会の村山会長、宝塚商工会議所の宮本会頭、宝塚商工会議所中小企業相談所長の浅尾様、芦屋市商工会の長瀬副会長、西宮商工会議所中小企業相談所長の池田様、伊丹市議会北原議員をお迎えし、なごやかに会食の場をもつことができました。

後半に入ると、恒例となったじゃんけん大会も行われ、終始笑顔に

あふれる懇親の場となりました。



ビアパーティ 乾杯!



ビアパーティ 歓談のひととき



ビアパーティじゃんけん大会

会員投稿

新入会員研修会に参加して

新入会員 橋本 直樹 (西宮市)

8月10日(水)午後3時より尼崎市立中央公民館にて、本年度第1回の新人会員研修会が開催されました。 気温35℃を超える猛暑の中、大口支部長はじめ9名の支部役員と5名の新入会員が参加しました。新入会員5名はいつもと比べると少人数とのことでしたが、逆に覚えていただけるチャンスということもあり、熱心に受講していました。

まずは会議室にて座学が行われました。大口支部長の挨拶から始まり、出席役員と新入会員の自己紹介がありました。役員の皆さんはそれぞれ専門業務がおありのようでしたし、新入会員の皆さんも様々なキャリアを積まれた方々ばかりで、行政書士という仕事の多様性を強く感じました。

自己紹介の後は、小川副支部長より支部細則、業務処理基準のご説明と各部担当役員による支部活動についてのご説明をいただきました。行政書士の認知度を広めるために大変なご苦労があることを感じました。行政書士の業務範囲は多岐に渡ることは承知していましたが、配布のパンフレットを見ると思ったよりも多く「知的資産経営」のように初めて目にするものもありました。せめてお客様からの質問にある程度答えられるように研修参加等で勉強する必要があると感じました。

質疑応答の後、公民館の近くにある小山博三支部相談役の事務所見学に行きました。開業 40 年の老舗事務所で建設業許可関連を専門にされ、事務所内には数多くの取引先様のファイルが並べられていました。開業当初の苦労話、事務所を少しずつ拡大されたお話、廃業の危機に陥ったお話など、話しづらい想い出も初対面の私たちに教えていただき、本当にためになりました。

最後は尼崎中央商店街にある居酒屋で懇親会が行われました。先程までの雰囲気とは打って変わって (?) とても和やかなムードでのお酒の席でした。「阪神支部は仲が良い」というのは本当だなと感じ、初参加の私もリラックスしていろんなお話を聴くことができました。

これから行政書士として生きるにあたり様々な困難があることと思いますが、小山相談役からのお言葉「友達を大事に」を忘れず頑張ろうと思いました。



小山相談役 事務所見学

活動報告

平成27年度復興支援金送金完了報告

業務研修部

支部会員のみなさまには、昨年度実施しました「復興支援型研修会」に多数ご参加いただくとともに、復興 支援金にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

おかげさまで昨年度分の実績額 91,800 円 (300 円×延べ 306 名分) を、日本赤十字社東日本大震災義援 金口に送金させていただきました (平成 28 年 8 月 29 日付け) ので、ご報告します。

今年度も来年1月末日まで復興支援型研修会を実施中です。研修会に参加され、品位保持と業務研鑽に励んでいただくことが、結果として被災地の支援に繋がる仕組みですので、皆さまの積極的なご活用をお願いします。

復興支援型研修会取り組みのご案内

前年度に引き続き、今年度も下記要領にて「復興支援型研修会」を行います。復興支援型研修会とは、会員が研修参加することで、東日本大震災ならびに熊本地震の被災地を支援する研修会を言います。業務研修部では、会員の資質向上を図るため、下記のとおりご案内します。会員の皆さまの積極的なご参加ならびにご活用の程、よろしくお願いします。



- 1. 目 的 阪神支部会員(以下、会員といいます。)の兵庫県行政書士会(以下、本会といいます。)業務研修会の参加を促し、会員個々の資質の向上を図るとともに、会員ならびに阪神支部が復興まだ遠い東日本ならびに熊本地震の被災地への支援に協力をする。
- 2. 内容
- (1) 概 要 会員が本会の研修に参加することにより、その会員に対して費用助成を行います。その助成金を、 東日本大震災ならびに熊本地震支援金として、当該義援金または支援金を募集している日本赤十 字社、被災自治体あるいは日本行政書士連合会に設けられる支援金受付口(以下「赤十字社等」 といいます。) 宛に支部から送付します。
- (2) 助成金額 対象研修会参加1回につき300円 (回数上限はありません。)
- (3) 助成対象 (以下のア、イのいずれも該当すること。)

ア 対象者 支部会費滞納のない阪神支部個人会員

イ参加対象研修

- (ア)内 容 資料代徴収のある本会業務部主催の業務研修会(支部等との合同開催含む)
- (イ) 開催期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで (6 ヶ月間)
- 3. 赤十字社等への送金に係る手続き
- (1) 下記(5)の会員の会員以外は、助成金を赤十字社等へ送金することにご承諾いただいたこととさせていただきます。 ※(5)の会員以外は、必要な手続きはございません。
- (2) 下記(5)の会員以外に、現金をお手元にお渡しすることはございません。
- (3) 本会からの研修出席データーを基に会員にお支払すべき助成金を算定し、震災支援金として支部が取りまとめて、赤十字社等へ平成29年5月1日以降に送金をします。なお、義援金の配分については、支部長にごー任いただきますので、予めご了承ください。
- (4) 支部は、会員への領収証等の発行を行いません。後日の名簿の公表により、会員が、支部の受領を確認できるようにいたします。
- (5) この度の助成金をこの震災支援金としない会員は、平成29年4月30日までにその旨を書面でお申し出ください。 平成29年5月1日以降に、適宜相当金額をお支払いします。
- 4. その他 この取組み以外で募金を申し入れられる場合も、期限内であれば、同様に送金させていただきます。

活動報告

「耳マーク」利活用推進のお知らせ

総務部



阪神支部では、「耳マーク」を積極的に活用し、支部イベントに耳の不自由な市民の方が安心してご参加いただけるよう、 筆談などによる対応を推進いたします。「聞こえない・聞こえにくい」と、日常生活の上で人知れず苦労します。

聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくいために誤解されたり、不利益を受けたり危険にさらされたりするなど、社会生活上の不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気遣ってくれます。

「耳マーク」は、目の不自由な人の「白い杖」や「車いすマーク」と同じように、「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで考案されました。

今後、無料相談会、市民講座等のダイレクトに市民に接する 支部活動では、窓口に耳マーク表示板を設置、支部会員の皆 様には相談者の申し出に応じ、次のような対応をお願いします。

- ・筆談をする
- 大きな声で話をする
- ・はっきり口をあけて話す。(対応者の口元を見て理解するため) 支部会員の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、よろ しくお願いします。





【耳マーク】視聴覚障害者のシンボルマーク



耳マーク表示板

揭示板

iw iw

事業継続計画 (BCP) に対する企業の意識調査

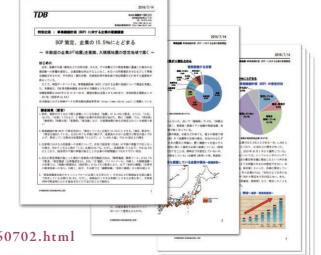
(Facebook 2016 年 7 月 17 日発信)

帝国データバンクは、「事業継続計画 (BCP) に対する企業の意識調査」を公表しました。

"事業継続計画 (BCP) の策定状況は、「策定している」企業が 15.5%にとどまる。「現在、策定中」「策定を検討している」を合わせても半数に満たず。従業員の少ない企業ほど策定が進んでおらず、策定している割合は従業員数「5人以下」と「1,000人超」では 10 倍以上の開き。"とあります。

詳細は以下をご参照ください。

http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p160702.html



揭示板

「月額定額で何度でも、自宅と病院といった特定の施設間の 運送役務の提供を受けられるサービス」は「旅行」に該当するか?

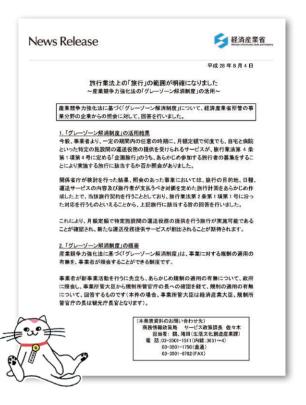
(Facebook 2016 年 8 月 5 日発信)

月額定額で何度でも、自宅と病院といった特定の施設間の運送役務の提供を受けられるサービスが、旅行業法第4条第1項第4号に定める「企画旅行」のうち、あらかじめ参加する旅行者の募集をすることにより実施する旅行に該当するか否か照会がありました。

経済産業省は、産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」により上記の照会に対して、以下の回答を行いました。

「照会のあった事業においては、旅行の目的地、日程、 運送サービスの内容及び旅行者が支払うべき対価を定めた 旅行計画をあらかじめ作成した上で、当該旅行契約を行う こととしており、旅行業法第2条第1項第1号に沿った対 応を行うものといえることから、上記旅行に該当する」旨の 回答を行いました。

これにより、月額定額で特定施設間の運送役務の提供を行う旅行が実施可能であることが確認され、新たな運送役務提供サービスが創出されることが期待されます。



高齢者等向けの外出支援サービスに係る道路運送法の取扱い

Facebook 2016 年 8 月 30 日発信)

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制 度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業 者が照会することができる制度です。

今般、介護が必要な高齢者等(以下、「利用者」 といいます。) にヘルパーを派遣して外出支援を行う 事業者より、以下の照会がありました。

事業者がリース会社から車両を調達し、事業者及 び利用者が加入する任意団体をリース車両の使用者 とした上で、リース車両に利用者を乗せ、事業者が 派遣するヘルパーが運転を行う場合に、

- ① 事業者がリース車両を調達し任意団体に提供する行為及び任意団体がリース車両を利用者の求めに応じて提供する行為が、それぞれ道路運送法第80条第1項に規定する自家用自動車の「有償」での「貸し渡し」に該当するか否か。
- ② ヘルパーがリース車両を運転する行為が、道 路運送法第2条第3項に規定する「旅客自動車運 送事業」に該当するか否か。

関係省庁が検討を行った結果、以下の旨の回答を行いました。

① リース車両に関する事業者の行為は、「貸し渡し」には該当するものの、事業者は任意団体からリース車両調達の対価を収受しないため、「有償」の行為には該当しない。

また、任意団体の行為については、利用者に対してリース車両を提供し、会費としてその対価を収受しているものと判断されるため、「有償」での「貸し渡し」に該当する。

② ヘルパーがリース車両を運転する行為については、運転役務を提供する事業者が利用者に対して自動車も併せて提供し、自動車の管理も行っているものと判断されることから、「旅客自動車運送事業」に該当する。

これにより、自家用自動車有償貸渡業 (いわゆるレンタカー業) 及び旅客自動車運送事業の範囲がより 明確にされました。